

平成24年第4回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年2月20日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委員 内 藤 幸 子
同 委員 天 沼 英 雄
同 委員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第8号 平成23年度一般会計(教育費)予算案(補正第2号)について
- (2) 議案第9号 平成23年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価(平成22年度分)報告書について
- (3) 議案第10号 平成24年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
- (4) 議案第11号 平成24年度練馬区立美術館の臨時休館について
- (5) 議案第12号 平成24年度図書館情報システムの更新に伴う臨時休館について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書
〔継続審議〕
- (8) 平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

長期計画 後期実施計画（平成24年度～26年度）案について
給食の放射性物質検査の実施について
平成24年度 学校関係工事計画（案）について
平成23年度 練馬区学力調査結果について
（仮称）ねりま区民大学のあり方懇談会の答申について
練馬区スポーツ振興基本計画（中期評価）について
平成25年度の区立図書館の運営体制（案）について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
（口頭報告）区立小学校芝生養生シートの取扱について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同 新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	山 根 由 美 子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者12名

委員長

ただいまより、平成24年第4回教育委員会定例会を開会する。本日は、傍聴の方が7名お見えになっておられる。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案5件、陳情9件、協議2件、教育長報告8件である。

(1) 議案第8号 平成23年一般会計(教育費)予算案(補正第2号)について

委員長

初めに議案である。議案第8号 平成23年度一般会計(教育費)予算案(補正第2号)について。

この案件について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

安藤委員

歳入の合計で14億強の減額ということで、国や都からの補助金が多く減額されているかと思うけれども、これは、おそらく今年度になって減額になったのかなという解釈でいいのかと思うけれども、それに伴ってなのか、歳出についても減額になっているが、この歳出については、これで済んだととらえるべきなのか、それとも歳入が減ったことによってここまで抑えなければならなくなったととらえるべきなのか。項目によっていろいろあるかと思うけれども、それはいかがか。

庶務課長

歳出の減、特に小学校・中学校費の工事関係の契約差金というのが、かなり歳出のほうでは減になっている。それに伴って、繰入金であるとか特別区債がそれに連動して減という形になっている。また、国庫支出金、都支出金については、幼稚園の就園奨励金関係、この辺の見込み差によるものの減で、歳入が減になったから歳出が制限されたということではなくて、やはり何というか、実際の執行状況の中でそういう形になったということでご理解いただければと思う。

以上である。

施設給食課長

一部、工事費についてであるけれども、金額が大きいところで、ただいま谷原小学校の改築をしているけれども、着工が約1カ月延びて、それで、ちょうど工事で金額のかかるところが今年度から来年度に、後ろに送られてしまったところがあって、それに伴って工事費が23年度について少なくなり、その分について歳入が減っているという部分があるので、その点だけ補足させていただきたいと思う。

安藤委員

説明ありがとう。工事費等についてはわかったけれども、例えば3ページの学校情報

化推進経費というのがあるが、これ1つの項目をとっても、8,000万超の減額ということになっている。学校情報化というのは、今、充実が図られるべきだというふうに、いろいろなところでうたわれているのに、なぜ減額になったかというのが1つと、次のページの教育指導費であるけれども、学校生活支援員も、増えているのかなという印象だったけれども、歳出減額ということは、支援員を学校現場ではもっと充実してほしいという声も聞かれるけれども、まだ充実させていくことができるのかなというふうに思うが、その辺はいかがか。

新しい学校づくり担当課長

学校情報化推進経費の関係であるけれども、今年度から教育ネットワークシステムということで、基盤整備を始めている。具体的な実施スケジュールについてであるけれども、1カ月から1カ月半ぐらい後詰めしていて、スケジュール自体の見直しをしたので、それで1カ月ないし1カ月半ぐらい契約期間が短くなったというようなことで、減にしている。今年度、パソコン教室のパソコンの展開等は既に終わっているので、本年度予定しているものについては、すべてやっているという状況である。

安藤委員

ありがとう。

学務課長

2点目の学校生活支援員経費の件である。学校生活支援員については、通常級、特別支援学級ともに、学校現場からの要望はとても今、大きいものがある、私どもも充実を図っているところであるけれども、この減額になっている報酬は非常勤職員の分で、年度途中で急遽おやめになる方が毎年何人かいらっしゃる。そうすると、そのかわりに臨時職員の学校生活支援員を充員するわけであるので、非常勤のほうの報酬は減額ということで、そのかわり臨時職員経費のほうは増額になっているということで、全体として対応を図っているものである。

以上である。

安藤委員

ありがとう。

委員長

人事のシステムというか、あり方等によるということであった。ありがとう。ほかにはいかがか。

天沼委員

小学校も中学校も、職員人件費が減額になっているけれども、この理由は何であろうか。

庶務課長

23年度当初予算のときには、その年の10月1日の人員に基づいて、予算書のほうでは積算している。実際に24年4月になって配置されるというわけであるけれども、それによって人数が変わってくるということがある。

教育総務費のところについては、当初予算104名であるけれども、109名という形になっている。これは、新しい学校づくり担当課の人数の増によるものである。

それから、小学校費については、309名が311人ということで、これについては、学校用務の委託の関係なり、都に委託といったところで増減があるものである。中学校についても同じような形である。

生涯学習費については、先ほど申し上げたとおり、図書館の職員が官庁執務型へ移行したこと、それから、それぞれの課で特例に配置していた事務職員が配置されなくなると、そういったことで削減したところである。

以上である。

委員長

ありがとう。

天沼委員

全体的に縮小気味というところだな。

内藤委員

私は先ほどの安藤委員がおっしゃったことと同じような疑問を持っていたが、先ほどの説明でよくわかった。

それと、単純な質問であるが、一般会計の補正額は全体でマイナスの2.7%かと思う。教育費について計算すると6.7%の減ということであるが、これは、そのことから何か言えることがあるのか。

庶務課長

教育費については、やはり区の全体の中でもかなりの割合を占めているし、工事の差金関係のところはかなり多かったということで、そのようになっているのかなというふうにとらえている。

委員長

いろいろご意見いただいた。まとめてまいりたいと思う。
議案第8号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第8号については、「承認」とする。

(2) 議案第9号 平成23年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価(平成22年度分)報告書について

委員長

次の議案である。議案第9号 平成23年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価(平成22年度分)報告書についてである。

では、この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ただいま、前回との修正とか比較のご説明をいただいた。各委員からのご提案を受けてのこの案である。ご意見、ご質問等あるか。11ページ、12ページ、39ページといただいた。

それでは、前回、前々回の意見を踏まえてのこのまとめである。議案第9号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第9号については「承認」とする。

(3) 議案第10号 平成24年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

委員長

次の議案である。議案第10号 平成24年度練馬区立少年自然の家の臨時休館についてである。

この議案についての説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

委員一同

ない。

委員長

いつもこのように、きちっと点検のほうをやっていただいていることである。
議案第10号については「承認」でよろしいだろうか。

委員一同

よい。

委員長

議案第10号については「承認」とする。

(4) 議案第11号 平成24年度練馬区立美術館の臨時休館について

委員長

次の議案である。議案第11号 平成24年度練馬区立美術館の臨時休館についてである。

この議案についての説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

いかがか、何かご意見。

委員一同

特にない。

委員長

議案第11号については「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第11号については「承認」とする。

(5) 議案第12号 平成24年度図書館情報システムの更新に伴う臨時休館について

委員長

次の議案である。議案第12号 平成24年度図書館情報システムの更新に伴う臨時休館についてである。

この議案についての説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ご意見、ご質問をお伺いしたいと思う。

天沼委員

12月21日から28日まで、それが休館となるということになると、年末の利用は、この後どうなっているのだろうか。子供たちも、休みに入ってから図書館の利用であるとか、あるのかなと思うが、28日以降の開館の予定などはどうなっているか。

光が丘図書館長

この期間については、データを移行するということで、一たんシステムをとめなければいけないという作業があるので、年末年始で、確におっしゃられるようにお休みの期間にも重なるということになるが、この点については、前回の場合にもこのような形でさせていただいて、12月いっぱいリリース期間になっているので、それを考えると、年内にそうした作業を行わなければいけないという事情がある。その点については、さまざまご意見をいただくけれども、丁寧に、新たなシステム、よりよくなるということで、ご理解をいただくよう努力をしまいたいと思っている。

天沼委員

年末年始、ずっと閉めるという形になるわけだな、そうすると。

光が丘図書館長

はい、そのようになる。

委員長

そうすると、この情報システムの作業のために21日から28日まで行い、なおかつ、今度また休館等が年末年始が入るので、先ほどお話があったようにオープンが翌年の1月5日からというふうな、そういうことになるわけか。

光が丘図書館長

はい、そのように設定をしたいと考えている。

天沼委員

わかった。

安藤委員

率直な感想であるけれども、ちょっと長いかなというふうに思うが、もちろん検索や貸し出しのシステムは無理だとしても、休館にせずにあけておくというか、図書館を訪れることができるような状態には、もうちょっと何かできないのかなと思うけれども、いかがだろうか。

光が丘図書館長

例年、1年間を通して特別館内整理日を、それぞれ5日から、光が丘は7日間休館させていただいて、所蔵資料の点検なども行っているところであるが、来年度についてはこういう状況があるので、全部、この期間以外にはそういった休みをとらないで、運営を行っていくというふうに考えている。

それとあわせて、機器の切りかえに伴って、その操作研修なども、一般の職員と、今、委託も入っているので、そうしたスタッフへの研修の期間も一定期間とらないといけなということがあるので、いろいろ精査をした関係で、この期間は必要であるというところで、設定をしたいというところである。

委員長

図書館が使えなくなるのは大変だけれども、そういう状況であればということである。各委員からご意見が出ていたように、期間が少し長くなるので、周知のほうをどうぞ早目に、丁寧にやっていただきたいと思う。よろしく願います。

それでは、議案第12号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第12号については「承認」とする。

- (3) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情のうち、本日は(3)番、(6)番、(7)番、(8)番、(9)番について取り扱い、その他の陳情については継続としたいと思う

が、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

では、(3)番の陳情案件である。関連する(6)番、(7)番の陳情もあわせて行う。

平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書、平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情、平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書である。

事務局

陳情第18号について新たに追加署名が提出されているので、ご報告する。新たに追加された署名については、78名分である。したがって、本件への署名の総数について、代表者ほか3,333名となっている。

以上である。

委員長

ありがとう。

では、これらの陳情にかかわる現状についての報告をお願いしたいと思う。

学務課長

それでは、ご報告をさせていただく。

今回、区立幼稚園について出されている3本の陳情のうち、第21号及び第22号については、区議会のほうにも同様の陳情が提出されている。この間、文教委員会のほうでもこの陳情について審議がなされたところであるけれども、先日の2月16日、文教委員会でこの陳情2本について審査が行われた。その結果としては、不採択とすべきものとした会派が、練馬区議会自由民主党4人、練馬区議会公明党2人、練馬区議会民主党・無所属クラブ1名、練馬区議会みんなの党1名、合計8名。採択すべきものとした会派が、生活者ネット・市民の声・ふくしフォーラム1名、日本共産党練馬区議団1名、計2名ということで、採決の結果、本陳情2本については不採択とすべきものという結論が文教委員会のほうで出された。最終的に3月9日の本会議において、文教委員長報告ということでこの陳情2本について報告がなされ、議会として結論が出るというところである。

また、この間、意見交換会を区立幼稚園の保護者等を対象として行ってまいった。その場でいろいろいただいた要望書及び区による回答書、またこの意見交換会の要点録等について、本日から、練馬区の公式ホームページで公開している。また、区立幼稚園の保護者の方には、園を通じて、いただいた要望書とそれに対する回答書を印刷したものをお配りするように進めている。

私からのご報告は以上である。

委員長

ありがとう。

それでは、ただいま説明いただいたが、ご意見、ご質問を各委員からいただきたく。

安藤委員

今の区議会の件について質問であるけれども、先ほど文教委員会のほうでは不採択ということになって、報告を区議会にするというふうにおっしゃったが、そこで採択か不採択ということが決まるわけか。

教育長

議会であるので、常任委員会ですら審査がされていて、でも決定はあくまでも本会議であるので、全議員が参加する本会議で決定する。

であるから、常任委員会での、文教委員会での仕切りというのは、「不採択にすべきもの」という結論だったということで、最終的に不採択、あるいは採択という結論を出すのは本会議ということである。

学校教育部長

議会のほうの本会議は3月9日金曜日の予定になっている。

内藤委員

正式な文書ではないにしても、2月16日付で、また保護者の方から要望書のようなものをいただいて、それを読ませていただいたり、過去のいろんな陳情や資料等に目を通すと、やはり廃園する園がどの園であるかという、その選定についての納得がいかないというところが、一番の陳情の方の問題点なのかなというふうに感じている。

私は、事務局が総合的に判断した案に賛成の立場であるけれども、保護者の方がそういうふうにおっしゃっていることを、自分でももう少し確信を得たいという思いで、先日、4つの園を結ぶルートを自転車で走ってみた。地図とか資料ではわからない部分がきつと何かあるのかなということで、めぐってまいった。

そうすると、一番はっきりしたことは、私はむらさき幼稚園が大変立地条件がいいなということを感じた。というのは、むらさき幼稚園は、4つの園の中でも地下鉄の駅、メーンの場所に一番近いところに建っているということが、まず挙げられる。そしてそのそばに、月見大橋という、私はその名前は知らないでいつも通っていたけれども、月見大橋とふたご橋というところをつなぐ、光が丘を南北につなぐ大きなメインストリートがあるのだが、そのメインストリートをずっと南のほうに行き、ちょっと左に入ったところにむらさき幼稚園がある。それで、むらさき幼稚園が一番そこに近いところにあるということで、どこの場所から通うにしても、大変通いやすい園だなということを感じた。

通いやすいというのは、光が丘の中全体がその大きなメインストリートを中心に、あ

と枝葉のように細かいというか、また通りがあって、その通りというのはほとんど階段はもちろんなくて、段差をスロープにしているということである。歩行者だけが通るとのこと……、自転車も通るとのこと、もちろん信号はないし車は通らないというようなところで、各方面に向かうには大通りが大変うまくつくられているんだと、光が丘の道路状況というものがよくわかった。

それから、例えば光が丘の駅に近いということは、バスももちろん便がいいという、そういう交通機関も便利だということは、今後、特別支援教育がもっと充実していくように、区立幼稚園がそういった面を重点的に担っていくようになるのとすると、遠方からそれを求めて来られる方についても大変通いやすいということにも、これは1つなるのかなというふうに思った。

4つを比べて、やはり私はむらさき幼稚園というのは一番通いやすい園であるなというふうに思った。そうすると、光が丘地区の、またはその周辺地区の就園需要を満たすために建てたという光が丘の幼稚園として、一番目的にかなっているのがむらさき幼稚園であって、また現実問題として、18年度から就園率とか就園の数というのも、むらさき幼稚園が一番高いという現実もあるので、私は、むらさき幼稚園を例えば廃園にするというような形をとった場合には、今以上にいろいろと要望が、またそれに対する反対の要望も例えば大きいだろうなというふうに思う。私自身、それを第三者的な、客観的な立場で見たとき、やはりむらさき幼稚園は残すべき園であるだろうというふうに強く感じているところだ。

むらさき幼稚園を残すとなれば、ではどこをあと1つ選ぶのかなというふうに考えていくと、反対側にあるところのさくら幼稚園ということに、やはりなるのかなというふうに思う。さくら幼稚園というのは、やはり先ほど申し上げた大きなメインストリートを、今度は中央のあたりから北に行って、ちょうど日大の光が丘病院のわきの道をおりて、信号を1つ渡ってすぐのところにもまた建っているわけである。であるから、ここについても、各方面から例えば通うとしても、割と通いやすいのかなということを考えて。

どこが一番優先ということは大変難しいとは思うのだが、私は、自分自身が園をめぐるってそんなようなことを強く感じたので、事務局が、その他いろんな項目を挙げて、例えば幼小の連携のこととか、もちろん区の所有地とか都の所有地とかということもあつたり、いろんな条件があつたかと思う。総合的に判断されたというのは、私は妥当な判断であるなということは今までも思っていたが、さらに今回そういうふうに思った。

ちょっと余談になるけれども、廃園となる園ができるということは、他の園同士がどんなふうなルートで結べるのかなということもあわせて考えながら行った場合には、例えばむらさき幼稚園とわかば幼稚園の場合には、光が丘の南側の一般道路のわきに、大変大きな幅、広い幅の、大変見通しのよい道路が、途中に交番もあるなど、安全性も高い道路が一直線に伸びているような感じがして、そこからすぐのところにもむらさき幼稚園があり、わかば幼稚園があるというようなことで、ここをどちらの園がどういうふうに通うにしても、もしそこを通るとすれば、大変安全な道路であるなというふうに思った。

ただ、あかね幼稚園から例えばさくら幼稚園、さくらからあかねのルートにしても、外に出ることはなく、やはり同じようなスロープで段差がない。もちろん信号もない中、

その大きな道路を介して両方はつながれているということがあったので、今回どこかの園が廃園になるということで、大変距離は延びることは事実だと思う。大変ご不便はおかけするとは思うのだが、道路事情については比較的通りやすく、安全も確保しやすい道路であったということは、私自身は大変ほっとしたところである。朝の忙しい時間にお子さんを連れて通うということは、とても大変なことだと思うので、道路がどのような状況かということは、大変私は気になっていたが、そんなようなことを感じて、少し、廃園するということについても、ややほっとしたようなところがある。

いずれにしても、当事者の人にしてみれば、どこの園を廃園にしてもご不満は残るし、なかなか納得はしがたいことではあると思うけれども、その辺はどうぞ理解していただきたいというのが切なる願いである。

以上である。

委員長

ただいま内藤委員に非常に丁寧にご意見をいただいた。考慮しながら、これらの陳情案件については、本日はここまでとして、「継続」として審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第18号、第21号、第22号については「継続」とする。

- (8) 平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次に、(8)番、(9)番の陳情案件である。平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書、平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書である。これらの陳情については、資料が提出されているので、説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、ただいま説明があった資料について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

内藤委員

陳情書のほうには、平成24年度以降、下田、軽井沢の3泊4日から2泊3日への移行ということで、下田遠泳の中止というふうなことが書かれているのだが、どのように変更になるのかということをお教えいただきたいなど。陳情書のほうには書いてあるのだが、どのように変更になるのかということをお、まず1点目。

2点目は、中学校の宿泊学習が変更になったということがたしかあったと思うが、どのように見直しをされたのかということについて、その2点、先に教えていただきたい。

学務課長

まず、特に今回、陳情が出されている学校のグループについては、3泊4日の日程を2泊3日に変更するというのと、あわせて内容の変更ということで、このグループについては遠泳を行っていた。これについては、東海地震の発生についても高い確率で心配がされているということがあって、万一遠泳中に地震が起こって津波警報が出されたときに、速やかに安全な高台まで避難できるかということがあって、これについては、特にそれぞれの子供、これまでも伴泳者をつけたりして、安全確保については細心の注意を十分払ってまいりましたが、こういう状況において、やはり震災という、地震という万が一のときに備えるとなると非常に不安があるということで、遠泳については、この4校については中止をするという見直しが同時になされたものである。

その他の日程については、今、学校のほうでは、来年度の教育課程を作成しているので、その中で、どのような日程になるかというのは現在検討されているところである。

あと、2点目の中学校であるが、中学校は、これまで8校のグループをすべて同じ日程で、8校が同時に実施していたのであるけれども、やはり今年度でも130名を超える生徒がいるということで、施設的にはやはりクールダウンのお部屋が必要だったりする中で、やはり集団が大き過ぎるということで、来年度は中学校8校を2つに分けて、4校ずつで宿泊学習を行う。それが中学校の見直しで、泊数、内容については、特に中学校のほうは大きな変更はない予定である。

以上である。

内藤委員

ちょっと確認であるが、3泊が2泊になるということか。

学務課長

小学校については、3泊4日で行っていた学校も、すべて来年度は2泊3日ということで、小学校の知的障害学級については、来年度2校開級するので15校体制になるけれども、15校すべて2泊3日の日程で行うということがまず1点。

あと、4校、旭丘小、練馬東小、光が丘春の風小、大泉小については、これまで7月の宿泊学習で下田遠泳を行っていた。これについては、地震の発生が非常に心配されている中で、安全確保ということから、遠泳については来年度以降行わないということで見直しがあった。

7校のうち、それ以外の3校については、泊数の見直しということで、実際に見学を

する施設であるとか、ハイキング、登山等の日程については、泊数の削減ということで変わるものと思うけれども、遠泳中止のような大きな内容の変更はないというふうに考えている。

以上である。

内藤委員

ありがとう。

天沼委員

それから、今の宿泊学習の2泊3日への見直しということであるけれども、備考欄のところ、「1年～6年まで在籍した場合、最大45泊、最少24泊」という、ほぼ泊数にして2倍ほどの差が開いているけれども、この宿泊はどのようなところで行われているのか。また、今、安全確保ということのご説明があったけれども、その点についての何か確認事項ということはあるか。

学務課長

1ページ目をごらんいただきたいと思う。小学校の特別支援学級がどのような形で宿泊学習をやっているかということであるが、23年度は、先ほど申したように、夏はすべて2泊3日でやったということであるが、通常年であると、夏はこういう形で、全部で4カ所あるので、それぞれのベルデを使ってやっているということである。その他、キャンプであるとか開二中のセミナーハウスを使っての宿泊については、こちらに記載のとおり5校のみが行っているというところで、他の学校については行ってないところであるが、それをいろいろ足し込んでいった場合に、1年から6年まで知的障害学級に在籍した場合、一番多い学校であると最大で45泊、少ない学校であると24泊になるということである。

教育指導課長

安全確認の件であるけれども、安全確認については、通常のこういった宿泊教室のときにも、実踏という形で、事前に学校の教員が出かけていって、現地での場所であるとか、現地で歩くコースであるとか、そういったところを確認するわけであるけれども、今回、遠泳をやめるということに関しては、東日本大震災の関係で、実踏とか関係なく、東海大地震のことも言われているので、そういった地震が起きたときにどういう状況になるのかというシミュレーションということで、そのシミュレーションの中では、例えば今、泳いでいる最中にそういった大きな地震や津波ということになると、泳いでいる子供たちを船に引き上げるまでの時間、船が岸まで戻るまでの時間、それから、岸に戻ってから高台に上がるまでの時間、こういった時間を計算してみると、大体40分から、さらに大きな津波であれば、さらに高いところに逃げるとなると、40分から50分の時間を要すると、東日本大震災の場合には、一番早く津波が到達したところで大体10数分から20分で到達していると、そういったことを考えると、特別支援学級のお子さんが遠泳するということに対しては、安全上かなり厳しい状況にある。そういったシミ

ュレーションをしたところである。
以上である。

委員長

ありがとう。

天沼委員

その45泊と24泊という宿泊日数の格差が同じ知的障害学級の中にあるということは、やはり教育のプログラムの違いがあるのかなとは思いますが、それなりの行政の、教育委員会のほうからの予算の支援だとかいろいろあるわけだが、同じ義務教育でありながら、同じものを受け取っていないということにもなる、財政支援面でも。

また、場所などもお聞きしたかったのだけれども、場合によっては今のような、子供たちの安全がちゃんと確保されているのかどうかという、そういう、今回3.11を受けてあるのかなと、そういう配慮もしなければいけないのかなということもあるので、少しこの辺のところの見直し、知的障害学級間のやはり検討課題になるのかなというふうに思うのだけれども、そのあたりはいかがか。

学務課長

これまで練馬区としては、特別支援教育の充実というところで、知的障害学級と通級指導学級の増設に努め、なおかつ通常級に在籍している子供への支援ということでも充実をしてきたところである。小学校については、一部教育課程の中身にそれぞれ各学校により特色があるということは、委員のおっしゃったとおりであるけれども、それでも宿泊学習という形になった場合に、中身についてはそれぞれ各グループごとに決められるもので、その中で話し合いの結果、子供の学習にとって最善のプログラムというところで日程を組んでいただきたいというふうに思うが、やはり泊数の違いということについては、私ども、同じ知的障害学級に在籍している子供の間でここまで差が広がってしまっている状況というのは、やはり改善すべきではないかというふうに考えている。

天沼委員

わかった。

内藤委員

先ほど天沼委員のほうから、同じ知的障害学級、同じ区内の学級であるから、同じようなことがというようなご意見が、今あったかと思うのだが、私は、障害と言っているのかとは思いますが、程度とかその子の状況が一人一人違って、さまざまな状況にあると思う。そうしたときに、同じ区内の学級であっても、やはりそれぞれに特色があることは、私はあってもいいのではないかなというふうに思う。いろいろ特色を出した中で、保護者の方々がそのお子さんに適したところ、合っているなどと思うところを選べる、そういう選択肢があることは、私は練馬の中の受け皿としての学級が、今までも大変よかったのではないかなというふうに思っているところがある。それがまず第1点だ。

ただ、今回の泊数を減らすということと遠泳については、遠泳については、今の指導課長からのお話もあったように、やむを得ないのかなというふうに私自身も考えるところである。

それから、泊数については、今まで長い、練馬の中で歴史のある、練馬方式と昔言われていたかと思うが、それは一定の成果を上げてきたなというふうに私は評価しているところもある。ただ、宿泊学習に関して言うと、状況が大分変わってきているということもあって、少し減らしていくということはやむを得ないのかなという気もいたしている。設置校の校長会のほうからの要望も強くあったということであるが、3泊4日、これは、日常の教育活動の集大成というか、または成果をそこであらわすというような形で、年間通したカリキュラム、大変重要な役割をそこは位置しているものであると思う。それが1泊減ることによって、少なからず影響はあるだろうなというふうに思う。

ただ、当事者である、当該校である設置校の校長先生方からそういうご意見があるということは、泊数が減らされた中でも一定の成果を上げることができるというような見通しがあって、そういったようなご提案があるのかなというふうに推察するのだが、その辺のところ、学校の校長先生方や教員の方々がどのようにやっていけるのかなということがわかれば、教えていただきたいと思う。

教育指導課長

今、委員がおっしゃったように、今回、陳情が出てきている学校について、3泊でやってきた、この意義というのは非常に大きなものがあるんだということは、教育委員会が大きくその認識をしているところである。特に克服していく、自分のちょっとレベルの高いところを目指して克服をしていくということに関しては、非常に大きな成果が上げられていた取り組みである。

ただ、宿泊学習ということでは、この克服ということだけではなくて、目的は、例えば子供同士の人間関係、あるいは子供と先生の人間関係をつくっていくとか、基本的な生活習慣を確立していくとか、宿泊行事にはこういった目的がある。そういった目的を総合的に考えたときに、1泊少なくしても、その意義も、そのねらいを達成できる活動は工夫してやっていけるのではないかというのが、設置校長会、今回、当該校の意見である。

もちろんこれまでやってきたものの大切な部分は取り入れながら、では、どういうふうに2泊3日で意義ある活動ができるかというところを、今現在、学校が工夫していこうかというふうに考えていると、そんなような状況である。

委員長

ありがとう。

安藤委員

1つ質問であるけれども、今、3泊のものをすべて2泊3日にするということであるが、その他のところのキャンプ等で、2校は3泊のキャンプを予定しているが、そこは別にそのままということか。

学務課長

その他のキャンプ等については、これはまさにそれぞれの学校の特色ある行事ということで、今回の宿泊学習の見直しの対象にはしていない。あくまでも夏と秋のこの宿泊学習について、小学校について泊数を統一するということである。

教育長

練馬の特別支援教育については、とりわけこういう宿泊のほうについては力を入れてきたと思っている。それも、少年自然の家が4つあるということ、それから秩父のキャンプ場をちゃんと持っているということ、その他、いろいろなそういう施設的な優位な面を最大限生かしてやってきたというところがある。なかなかほかの区では、逆に言うともねがえない、こういう宿泊学習の充実だったと思っている。

逆に言うと、そういう施設的な条件によっては、どうしてももう少し縮小せざるを得ない。個々の状況によっては、ある意味ではそういう面もはらんでいるわけである。今回、特別支援教育の充実のために新たに2校、特別支援の固定級を増やすということになって、今ある4つの施設をいかにきちんと使っていかということの全体的な整理の中で、今現在の3泊については、やはり2泊にせざるを得ないという判断だということである。

そういうことに関して言えば、確かに3泊で今まで行ってきた保護者の皆さん方にとってみれば、その部分は後退だというふうに思われるかもしれないけれども、私どもとしては、全体的な特別支援教育の充実というベクトルについては、どんどん特別支援学級を増やしていく、そして、現在ある4つの少年自然の家を生かした宿泊学習をしっかり維持していくということ、これは私どもの基本的な考え方として持ち続けていきたいなというふうに思っているので、そのために、ある意味では持続可能なこういう宿泊学習のために、今回はやっぱり一定程度整理せざるを得ないといったところが要素としてあるということは、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思っている。

当然、設置校長会、あるいはとりわけこの4校の校長先生方は、大変熱心にふだんから特別支援教育に取り組んでくださっていて、3泊を2泊にするということについては、校長先生方もかなり悩まれたはずである。ただ、2泊にしても、全体としては2泊から4泊までの枠の中で、充実した特別支援教育が宿泊学習という形でできるんだということで、校長先生も決断されたというふうに思っているし、ご相談いただいたときもそのようなお話であった。

そういう意味では、教育委員会としては、校長先生の教育課程、何にせよ校長先生であるから、校長先生のほうでこういう決断をされたということについて、教育委員会としても、事務局としては、ぜひ後押しして、全体としてこの特別支援教育というものをさらに充実の方向に持っていくということをやっぴりきちんと持ちつつ、対応していきたいなというふうに思っているので、よろしく願います。

委員長

ただいま教育長がまとめていただいて、これからますます充実させていかなければな

らない、そして学校も増やしていかなければならないという特別支援学級の現状があって、持続可能な、しかも質を落とさないでやっていこうという、そういうことで取り組んでまいりたいというご意見をいただいた。

ほんとうにさまざまなご意見をいただいたが、本日、この陳情案件についてはこまめとして、「継続」して審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成24年陳情第1号、第2号については、「継続」とする。

(1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。協議(1)区立幼稚園の適正配置についてである。

この協議案件についても、先ほど関連する陳情案件と同様に「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件は「継続」とする。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。協議(2)練馬区教育振興基本計画の策定についてである。

この協議案件については資料が提出されているので、説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ただいまご説明いただいたように、この計画の概要版と、それから素案の一部が提出された。これらの資料に関して、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

内藤委員

基本計画のたたき台の概要図のところ、別紙1を見て、教育に関する制度の変化、教育をめぐる区の現状と課題、基本理念、区が目指すこれからの教育の姿、施策体系と、大変しっかりと位置づけがわかるものになっているなということを感じた。施策体系と、それから主な取組というのも大変よく整理されていて、これも大変見やすくなっていて、理解でき、このような目的のためにこういうことがなされているというようなことが、大変理解しやすいようにあらわされていて、大変すばらしいものができたなというふうに思った。

1点、ちょっと気になるところがあった。概要図のところでは、区が目指すこれからの教育の姿である。これは、こちらのたたき台という基本計画の資料7-2のほうでは、19ページに書かれていることの抜粋かと思うが、私はこの2番目の、「家庭・地域が協働し、社会全体で教育の質の向上に取り組みます」ということで、教育の質のことがこの2項目目に入っているのが、あれっというふうにちょっと思った。教育の質の向上に関するところは、1項目目のところに挙げられてしかるべき文言かなというふうに思った。

だから、「学校・家庭・地域が協働し、社会全体で教育に取り組みます」と、そこを削除したほうがいいのではないかなというふうに、私はこれを見て感じたところであるが、いかがか。

庶務課長

今回、この目指すべき姿の中で、「学校・家庭・地域が……教育の質の向上に取り組み」といった表記をしたのは、やはり懇談会の中でも、現在、家庭の教育力が二極化しているといったところがあって、やはり教育の質の向上に当たっても、家庭の教育力の向上といったものは欠かせないといったところで、家庭の教育力の向上が教育の質の向上に結びつくといったこともあって、ここでは教育の質の向上といったところで、表記したところである。

内藤委員のご指摘を受けて、この件については、また表現については工夫をしていきたいというふうに考えている。

内藤委員

しつこいようであるけれども、教育の質の向上というのは、基本的な視点1のところ、また教育の質の向上ということが挙げられているので、ちょっと紛らわしいかなというふうに思うので、そこは1に入れるのかなと思っていたのだが、入れないで、上は「生きる力を育む教育を推進します」というふうになっていて、3番目の丸も、「練馬区らしさを活かした教育を推進します」とあるので、そこは、質の向上という言葉を取り除いても、3つの整合性は図れるような気がする。

委員長

施策体系の1、2、3のこの分け方にのっって、整合性の点でということでご意見をいただいた。

天沼委員

第2章の現状と課題については、これまでの推移とか、これからの推計であるとか、それから欄外に言葉の注で説明を入れるとか、非常に配慮が行き届いていて、こういう現状があって基本計画を立てていくということが、ほんとうに今、練馬区はどんな状況にあるのか、それから、これからどうやっていくのかということが、これで、いわば非常にわかりやすくまとめられているなという印象を持った。

直すほどのことではないが、11ページの「これからの産業・情報社会や国際的な経済社会」という言葉が、このままでも間違えてはいないけれども、産業経済社会とか、情報国際社会、これ、入れかえてもよさそうな並びになっていて、特にそう深い意味はないけれども、その辺がちょっとおやっと思っただけである。言葉の問題であるので。

委員長

では、この辺の文言については、再度ちょっと検討していただくということで。

内藤委員

この概要のほうの、基本的な視点3、教育環境の充実の中の(4)番の学校施設等の環境整備の中の 番の教育の情報化の推進の中に、先ほど安藤委員が予算のところでもおっしゃっていたICTの活用ということも、そういった機器等の整備ということは、このところに入っているというふうに解釈してよろしいか。

庶務課長

一応その中には盛り込むということで考えている。

天沼委員

そうすると、先ほどもう一度、15ページ、「国際化・情報化への対応」ということで、国際化と情報化が一緒くたになっているのだな。このあたりにICTが含まれている。そうすると、やっぱり11ページの並びが引かかってくる。国際と情報が並んでという。15ページの6番に合わせる形になるかなという。

委員長

少し文言の整理をとということでご意見をいただいた。

安藤委員

別紙2の(7)番、教員の指導力向上に向けた支援の であるが、これは「若手教員の指導養成」となっていたが、若手教員の指導力養成か、それとも若手教員に対するという意味か。確認である。

それから、教職員というのは、基本的に都の職員だと認識しているけれども、練馬区でどの程度、指導力とかそういうことに関してできるのか、また都の役割・責任に関しては、練馬区としてどういうふうに考えているのかということがちょっと気になった。なぜそういうことを言うかという、やはり予算面で大丈夫なのかというところで、こ

質問である。

資料、基本計画のたたき台の11ページの学力調査の結果であるけれども、11ページ以降、体力調査のところであるが、練馬区は、「十分満足できる」から「おおむね満足できる」となっていて、一見安心かなという気はするけれども、実際にはおそらく学力も体力も二極化している部分があるのかなというふうに思う。もしそういう資料があればつけたほうがいいのか、そうでなくても、そのあたりについてちょっと対策を考えていったほうがいいのかということについてはいかがか。

教育指導課長

まず1点目の若手教員の件であるけれども、これは若手教員の指導力を向上させるということで、確かに教員は東京都の県費負担職員ということで、東京都の職員ということであるけれども、実際の資質・能力の向上ということに関しては、練馬区に配属されている、練馬区立学校の教員ということになるので、その資質向上については、やはり練馬区教員委員会が一定程度責任を持ってやっていくということになる。当然、東京都の研修会に練馬の教員が参加して資質向上する部分もあるけれども、基本的には練馬区立学校の教員なので、練馬区でもやらなければいけないという意味での若手教員の育成である。

それから、2つ目の学力の件であるけれども、確かにおっしゃるとおり、このデータで言うと、一定程度良好な状況ということはあるけれども、二極化というか、二極化の状況というのが、すべてにおいてではないけれども、あることはある。きょう、この後、区の学力調査の結果もあるけれども、そういった部分が見られることはある。だから、これは、文科省の全国学力調査で出したほうが全国・東京・練馬の比較ができるので、この調査を出しているが、こういうデータは出さないまでも、二極化ということについては、実際の中身の中でちょっと触れるような努力はする必要があるかなというふうに思う。

委員長

よろしく願います。
ほかにはいかがか。

安藤委員

二極化でもう一つであるけれども、添付資料、保護者の学校活動への参加や協力等のところで、すごく興味深い資料が添付されていて96ページ、97ページあたりであるけれども、これも、やはり学校教育に求められている割には、家庭の参加だったりとか意識というのは、こちらも二極化されているかなという部分をふだん感じるので、そのあたりに対しても、ちょっと具体的にどうというのは今、思い浮かばないけれども、何か家庭へのサポートとか、理解を求めるとか、そういう施策が必要なのかなというふうに感じた。

庶務課長

その点については、やはり私どものほうも力を入れていかなければいけないということで、家庭や地域と連携した教育の実現の中で、1番目で地域に開かれた学校教育の推進といった中で、やはり学校での取り組みについてさまざま情報発信していく。それから保護者向けで情報推進といったようなところも盛り込みながら、学校のほうに来ていただく機会を何とか増やしていこうというところで、取り組みたいというふうに考えている。

安藤委員

ありがとう。

委員長

いろいろな意味で地域の方の協力をいただいて学校も成り立つということが大いにあるので、よろしく願います。

ほかにはどうか。

さまざまなご意見をいただいてありがとう。この計画については、引き続き、本日もいただいたご意見を踏まえて、協議を継続してまいりたいと思うので、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

なお、事務局におかれては、本日の協議を踏まえて、また策定のほうを進めていただきたいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

長期計画 後期実施計画（平成24年度～26年度）案について

給食の放射性物質検査の実施について

平成24年度 学校関係工事計画（案）について

平成23年度 練馬区学力調査結果について

（仮称）ねりま区民大学のあり方懇談会の答申について

練馬区スポーツ振興基本計画（中期評価）について

平成25年度の区立図書館の運営体制（案）について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

（口頭報告）区立小学校芝生養生シートの取扱いについて

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

きょうは8件お願いする。

委員長

それでは、報告の 番についてお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
では、ご意見、ご質問があれば伺う。
よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、報告の 番についてお願いする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。
ご意見、ご質問あるか。

天沼委員

今、野菜で長ネギ、コマツナ、ホウレンソウということがご報告あったけれども、キャベツとかブロッコリーとか、これも練馬でよくとれているものだと思うけれども、こういうものは今後使われないか。

施設給食課長

ブロッコリーは2月ということで、組めたらもちろん入れていきたいと思っているけれども、今現在、各学校のほうで、給食の献立も3月分については立てているところであるが、実施をするときには、なるべく地場野菜が入っていると、給食だけでなく、地域で直売所等を利用している方についての安心にもつながるかなというふうに考えているので、今は例示ということで申し上げたけれども、なるべく地場産物を入れる形で考えている。

委員長

そうすると、より安心である。
よろしいか。では、どうぞよろしく願います。
それでは、次の報告に参りたいと思う。番について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問等あるか。

天沼委員

この学校関係工事計画の中で改築工事であるとか改修工事、校舎について組まれているけれども、いろいろ話題になっていた検査済証の問題であるが、ここで検査済証をいただくというか、そういった予定はあるか。

施設給食課長

これから改築を行っていく学校については、検査済証がない場合には、あらかじめ建築基準法第12条5項に基づく調査の報告書を出すことによって、敷地全体の確認がとれる形になっているので、その中で適正化を図っていきたいと考えている。

天沼委員

よろしく願います。

委員長

検査済証については、不安等も区民の皆さんが持つかと思うので、どうぞよろしく願います。

進め方に関して語りたいと思う。まだ本日は報告が多くあって、この後、番のほうの報告とその他をいただき、次のことに関しては、次回にさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

では、番のほうを願います。

庶務課長

その他の後援名義の使用承認事業である。資料14である。24年2月実施追加分と3月実施予定分をお示ししているので、お目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

これに関してはよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、その他、あったらお願いします。

施設給食課長

その他として、区立小学校の芝生養生シートの取り扱いということで、11月にこちらの委員会のほうに中村小学校の芝生養生シートについてお話しさせていただいたところであるが、その後の取り扱いについてご報告をさせていただく。

ことしの1月1日に特別措置法が施行されて、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える放射性物質が検出される器物については、国に指定廃棄物としての申請を行い、国が指定した場合には国が処理を行うというような法律になっている。この中で、中村小学校の芝生養生シート3枚について測定したところ、1枚が5万ベクレルを超えた。残りの2枚についても8,000ベクレルを超えたので、こちら3枚について、先日、国のほうに指定廃棄物として指定をしていただくように申請を出したところである。この後3カ月程度かかって、申請に対しての指定が来るわけであるが、指定された後に国が処理をしてくれる間、区で保管するということになる。

中村小学校からは既に2月6日に本庁舎の地下1階に移動させて、移動させた後、中村小学校の空間線量についても測定したら、0.06から0.07マイクロシーベルトということで、通常の空間線量と同様であった。地下1階に置いているけれども、その倉庫の外側においても0.05から0.06マイクロシーベルトということで、倉庫のすぐ外であっても問題ない空間線量というふうになっている。この後は国のほうで処理していただくのを待ちたいというふうに考えている。

報告は以上である。

委員長

報告いただいた対応だと、中村小のほうも安心である。どうぞよろしくお願いします。

番から 番が次回になってしまったが、本日はここまでにさせていただきたいと思う。

それでは、第4回教育委員会定例会を閉会とする。